

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第798号

2016年（平成28年）4月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

道路，下水道管渠，準用河川及び水路の管理及び応急補修に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2016年（平成28年）3月28日付けで諮問（第798号）された道路，下水道管渠，準用河川及び水路の管理及び応急補修に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市では，高齢者や障がい者等の駅への移動を円滑なものとするために藤沢市所有地及び私有地内に藤沢市所有の施設を設けるにあたり，当該土地の使用及び表面管理に関する協定を結んでいる土地（以下，「市管理用地」という。）にエレベーター及びエスカレーターを設置している。

湘南台駅においても，駅前広場と地下自由通路をつなぐエレベータ

一及びエスカレーターを市管理利用地内に設置しており、犯罪の未然防止と不審者への抑止効果を目的として、当該エレベーターやエスカレーターに防犯カメラを設置し、撮影、監視及び録画を行っている。当該エレベーター及びエスカレーターを撮影する防犯カメラの画像データを記録する媒体は、現在録画機器内のVHSテープであるが、平成28年5月以降にHDDに変更する予定となったことから、今回の諮問に至ったものである。なお、改修予定の録画機器に関連する湘南台駅に設置されている防犯カメラは以下のとおりである。

- ア 西口エレベーター（1機）
設置箇所 機内（1台）
- イ 東口エレベーター（1機）
設置箇所 機内（1台）
- ウ 西口エスカレーター（昇降各1機）
設置箇所 地下乗降口（地下1階部1台）
- エ 東口エスカレーター（昇降各2機）
設置箇所 地下乗降口（地下1階部1台、地上及び地下1階中間部1台）

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することについて

- ア 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性
防犯カメラ画像データ収集の目的は、エレベーター及びエスカレーターでの犯罪に対する未然防止や不審者等への抑止効果、事故等が発生した際の原因特定のために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

- イ 本人以外のものから収集する個人情報
防犯カメラ画像データ

(3) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件に係る本人通知を省略するものである。なお、防犯カメラ撮影区域には、防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図る。

(4) コンピュータ処理について

- ア コンピュータ処理の必要性
防犯カメラの撮影画像の保存にあたり、従来の電磁的媒体はVHSテープであったが、VHSテープは一定期間保存されたのち反復して使用されるため、消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用が困難である。一方、ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もVHSテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なことから、コンピュータ処理による方式を採用する必要性がある。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

湘南台駅西口及び東口のエレベーター及びエスカレーターの利用者の画像

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

エレベーター及びエスカレーターを撮影する防犯カメラの録画機器は、受託者の常駐する施錠可能な室内に配置することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際には、日常的な管理運営規定及び藤沢市情報セキュリティポリシー（基本方針）の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに「駅前公共施設における防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理を行う。

録画機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるように設定し、また、録画機器内のハードディスクに記録された録画データを外部メディアへ書き出しするにあたっては、パスワードを設定し、市職員以外の操作を制限する。また、いずれの防犯カメラ及び録画機器もインターネットには接続されないものである。

なお、防犯カメラの録画された画像は、市管理施設での事故等発生時の本課による事実確認の際の検索・出力以外に使用しない。

撮影データは、同軸ケーブルによって24時間体制で受託者が常駐している施錠できる集中管理室内に配置する録画機器に送信し、録画機器内のハードディスクに記録するとともに、受託者によってモニター監視を行う予定である。

(5) 実施時期

2016年（平成28年）4月14日

(6) 提出書類

- ア 設置機種仕様及び設置図例
- イ 設置場所図
- ウ 駅前公共施設における防犯カメラ運用基準
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ収集の目的は、エレベーター及びエスカレーターでの犯罪に対する未然防止や不審者等への抑止効果、事故等が発生した際の原因特定のために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件に係る本人通知を省略するものであるが、防犯カメラ撮影区域には、防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

防犯カメラの撮影画像の保存にあたり、従来の電磁的媒体はVHSテープであったが、VHSテープは一定期間保存されたのち反復して使用されるため、消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用が困難である。一方、ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もVHSテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なことから、コンピュータ処理による方式を採用する必要性がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

- (ア) 録画機器については、受託者の常駐する施錠可能な室内に配置することで持ち出しを防止する。
- (イ) 操作を行う際には、日常的な管理運営規定及び藤沢市情報セキュリティポリシー（基本方針）の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに「駅前公共施設における防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理を行う。
- (ウ) 録画機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるように設定し、また、録画機器内のハードディスクに記録された録画データを外部メディアへ書き出しするにあたっては、パスワードを設定し、市職員以外の操作を制限する。また、いずれの防犯カメラ及び録画機器もインターネットには接続しない。
- (エ) 防犯カメラで録画された画像は、市管理施設での事故等発生時の本課による事実確認の際の検索・出力以外に使用しない。
- (オ) 撮影データは、同軸ケーブルによって24時間体制で受託者が常駐している施錠できる集中管理室内に配置する録画機器に送信

し、録画機器内のハードディスクに記録するとともに、受託者によってモニター監視を行う予定である。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上